

「考帳」について

田原光泰

はじめに

一 諸史料における考帳

(1) 『延喜式』の中の考帳

まず同一史料の中で、考帳がどのように位置づけられているかをみるため、『延喜式』で規定される関係史料を提示する。

【史料1】『延喜式』式部省上・兵部省〔一〕内は割注等、以下同じ

a 凡諸司番上把笏者、不_レ与_二公験_一。其舍人使部伴部之類、皆与_二公験_一。其式如_レ左。

式部省

位姓名「年若干、某国某郡人」

右人元某色。今補「某司某色」、任為「公験」。

年月日

録位姓名

輔位姓名

右印署訖告「知本司、令_レ附_二考帳_一。仍即給与。隨身為_レ験。

(式部省上)

平安時代の法制史料等の中に、「考帳」と呼ばれる文書がみられる。実例が残されていない上に、関連史料が少ないため、その実態は明らかでない。また、その時期もほぼ平安時代前期に限られるため、今までほとんど言及されることがなかった。わずかに官人の勤務評定に関する帳簿といった指摘があるが、もしそうならば、奈良時代の半ばにはすでに形式化しつつあったとみられる官人考課⁽²⁾において、そのような文書がむしろ平安時代に入ってから登場するのはなぜだろうか。こうした点をふまえ、考課制度における考帳の位置づけを明らかにすることは、律令官人制の実態を考える上で必要な課題と思われる。そこで本稿では、考帳の果たした機能について検討し、それが使用されたことの意義について考えることにする。

b 凡郡司補任之後、二年類不_レ附_二考帳_一者解任。(式部省上)

c 凡新補_二諸国史生_一、皆先身自向_レ省申_二本位色姓名_一。然後比_二校考帳_一、知_レ実申_レ官。(式部省上)

d 凡中宮・春宮舍人、及三色資人等、待_二考帳_一放出。(式部省上)

e 凡外位任_二内職事_一者、即改入_二内位_一。若内位任_二外職事_一者、亦改_二外位_一。若内番上附_二外考帳_一者、雖_レ帶_二八位以上_一、不_レ聽_二貢_二位子_一。(式部省上)

f 凡左右馬寮騎士每寮十人、兵庫寮工部廿人、鼓吹生卅四人、隼人司作手隼人廿人、省随_二其解移_一申_レ官。勘籍補之。其考帳者、毎年送_レ省。(兵部省)

考帳が何らかの形で考課にかかわることは、「考」の呼称から推測できるが、『延喜式』の中でこの文書が式部式および兵部式にかみえないこと、そしてfのように毎年官司で作成されること、などはそれを裏付けよう。

次に、この文書の所在および移動について確認してみる。まずd・fから、この文書は諸司から式部・兵部省に送付されるものであることが想定できる。諸司から二省に対し、考課に関する情報を報告することになっていたのだろう。しかしその一方で、cのように二省に常備される官人台帳としての機能もあつたようである。eからもそのようなことががわかれよう。これらを整合的に考えれば、二省への報告書だけでなく、報告された情報をストックした二省内の官人台帳もまた考帳と呼ばれたとみるべきだろう。またaでは、雑任等の任用手続について、式部省での印署がおわつたあと、「告_二知本司_一、令_レ附_二考帳_一」とする。この場合の考帳は、諸司にお

ける官人台帳のようなものが想定される。そうであれば、二省へ報告すべき情報を日常的にストックしていた諸司の官人台帳もまた、考帳と呼ばれていた可能性がある。eもあるいはそうした台帳を指しているのかもしれない。このように、同一名称の複数の文書が存在することになるが、これらは考課に関わる同質の情報が記されていたために、いずれも「考帳」という名称で呼ばれていたであろう。

(2) 考帳使用の事例

次に、考帳が実際に使用されたことがうかがわれる史料についてみておきたい。確実な事例としては、次の三つがあげられる。

【史料2】『類聚三代格』巻十八、延暦十六年(七九七)十一月二

十九日太政官符

太政官符

応_二勲位人差_一健兒_一事_一除_二大宰陸奥出羽佐渡等府国_一也_一

右得_二美濃国解_一一_一、被_二太政官去六月十一日符_一一_一、外散位者、

便令_二直_レ国_一、驅_二使雜事_一、量_二事閑繁_一、令_二申_レ其数_一。余令_二贖勞_一

物送_二京庫_一者。而有_二勲位_一人、身雖_二強壯_一、或乏_二家資_一、無_レ

由_二贖勞_一。望請_二、停_レ差_二白丁_一、差_二勲位人_一、結番上下、以預_二

考帳。謹請_二、官裁_一者。被_二大納言從三位神王宣_一一_一、奉_レ

勅、依_レ請。諸国亦准_レ此行_レ之。

延暦十六年十一月廿九日

【史料3】『日本三代実録』元慶六年(八八二)十二月癸亥条

聽_二主殿寮殿部十人以_二異姓入色_一加_二補其闕_一。先是、宮内省言、

主殿寮申請、檢_レ職員令_一、殿部卅人以_二日置・子部・車持・笠取・鴨五姓人_一為_レ之。今或氏_二家絶滅、或氏無_レ心_一直寮。因_レ茲差_二役雜事_一、常煩_二人乏_一。為_レ濟_二公事_一、仮補_二異姓_一。功積_二勞成_一、移_二式部省_一。而稱_レ不_レ載_二考帳_一、常事_二勘却_一。望請承和六年八月十四日補_二異姓白丁五人_一之外、宛_二補十人_一。其遺廿五人、待_二五姓人_一以補_レ之。從_レ之。

【史料4】『類聚符宣抄』第七、天慶二年（九三九）五月二十二日

坂上高晴・善道維則申文

從八位下刑部宿禰福秀〔但馬国美合郡人〕

望_二当郡少領刑部福保補任之後_一、年不_レ附_二考帳_一替_上

右弁官給主政帳廿一人内、維則任_二官史_一之時、去承平六七両年給、高晴同七年給_二三合之代_一、以_二件福秀_一所_レ請如_レ件。兼被_レ免_二無_レ譜之責_一。謹言。

天慶二年五月廿二日

大外記坂上高晴

大隅守善道朝臣維則

まず【史料2】は、「考帳」の初見史料であり、この場合の考帳は、式部・兵部省ないしは諸司（諸国）などに常備された官人台帳を指すとみられる。ここでは考帳に「預」かるといことが、考課の対象になることを意味していることがわかる。【史料3】の考帳についても、式部省において、考課対象者かどうかを確認する官人台帳の役割を果たしていた様子がかがえよう。そして【史料2】、および【史料1e】の「外考帳」から、外位の者についても考帳記載の対象となっていたことがわかる。これらの史料から、台帳としての考帳は、官人全般についての基礎的な台帳であつたとみられる。

とくに雑任などの下級官人任用時には必須の文書であつたといえよう。なお、【史料4】にみえる考帳は、報告書としての考帳を指すと思われるが、これについては後述したい。

さて、【史料2】【史料3】では、個々人に関する情報の中身というよりも、台帳への登載そのものが問題とされている。そのため考帳は、考課対象者の名前や位階が記された、たんなる歴名のような文書を想定することも可能である。しかし、報告書としての考帳について考えた場合、そうした文書は勤務評定書そのものである「考文」と内容的に重複することになってしまう。考文の実例⁽³⁾によれば、そこには当年の考課を受けた者とその評価についての記載はもちろん、上日不足などで当年の考課が受けられない者も含め、その官司に所属する考課対象者はすべてリストアップされていたからである。さらに【史料1d】の「待_二考帳_一放出」などには、考課対象者の確認ということだけでなく、それ以上の意味があるとみるべきだろう。結果として、たんなる歴名のような文書になってしまった可能性はあるにしても、それが本来的な性格であつたとは考えにくい。それでは考帳とは、考課の中において、どのように位置づけられるべき文書として作成されたのであろうか。

二 考帳の系譜

史料上に考帳が登場するのが平安時代に入つてからとすれば、考帳とは、あるいは先述の考文が変化した文書ともとれるかもしれない。しかし、『延喜式』には、考帳とは別に考文に関する規定が多くみられるし、その後も考文およびその呼称は残るから、考文と同

一のものとは考えにくい。では考帳とは、平安時代に入つて突然に作成されるようになった考課関係文書なのであろうか。

(1) 「功過行能」と考帳

考帳が考文と併存する考課関係文書であるとした場合、まず確認しておきたいのが、考課の基本を規定した考課令1内外官条の「凡内外文武官初位以上、毎_レ年_レ当_レ司長官、考_レ其属官」。応_レ考者、皆具録_二一年功過行能_一、並集対読、議_二其優劣_一、定_二九等第_一」である。実質面はともかく、建前上、この一年間の「功過行能」をもとに、等第が決定され、考文が作成されることになる。それに関して同条集解に次のような記事がみえるのが注意される。

【史料5】考課令1内外官条集解讀記

讚云、応_レ考者、謂_レ私案、縦不_レ応_レ考、亦尚可_レ録_二功過行能_一。何者、雖_レ処_二不考_一、必可_レ注_二考帳_一故。又各功過灼然者、別記可_レ送故。

この讀記によれば、当年の考課に関して、上日の不足、その他の理由で「不考」の扱いになるような場合でも、本司ではなお「功過行能」を記録し続ける必要があった。なぜなら、その内容は、「考帳」に記載するからだ、と理解されていることがわかる。「不考」の者の情報が、実際に考帳に収載されたかどうかは別として、ここからは、考帳の内容について、考課の基礎になる「功過行能」が記録されるべきものであることがうかがわれる。とするならば、この「功過行能」を記すという文書とは、戸令・考課令および『続日本紀』に、次のように記される「考状」との関連性が指摘できるので

はないだろうか。

【史料6】戸令33国守巡行条

凡国守、毎_レ年一巡_二行属郡_一。(中略)其郡境内、田疇闢、産業脩、礼教設、禁令行者、為_二郡領之能_一。入_二其境_一、人窮遺、農事荒、奸盜起、獄訟繁者、為_二郡領之不_一。若_レ郡司在_レ官公廉、不_レ及_二私計_一、正_レ色直節、不_レ飾_二名譽_一者、必謹而察之。其情在_二貪穢_一、諂諛求_レ名、公節無_レ聞、而私門日益者、亦謹而察之、其政績能不、及_レ還迹善惡、皆録入_二考状_一、以為_二褒貶_一。即事有_二侵害_一、不_レ可_レ待_レ至_レ考者。随_レ事糺推。

【史料7】考課令63応考之官条

凡_レ応_レ考之官、犯_レ罪案成者、考日即附_二考状_一。若_レ他司人、有_二功過_一者、録牒_二本司_一附_レ考。其在京断罪之司、所断之罪、九月卅日以前、並録送_レ省。

【史料8】『続日本紀』和銅五年(七二二)五月乙酉条

詔_二諸司主典以上并諸国朝集使等_一曰、制_レ法以来、年月淹久、未_レ熟_二律令_一、多有_二過失_一。自_レ今以後、若有_二違_レ令者_一、即准_二其犯_一、依_レ律科断。其_レ彈正者、月別_二三度_一、巡_二察諸司_一、糾_二正非違_一。若有_二廢闕_一者、仍具_二事状_一、移_二送式部_一、考日勘問。又_レ国司因_二公事_一入_レ京者、宜_レ差_レ堪_レ知_二其事_一者上_レ充_レ使。々人亦宜_レ問_二知事状_一、并惣_中知在_レ任以来年别状迹。随_レ問_レ弃答、不_レ得_二礙滯_一。若有_二不_レ尽_レ者_一、所由_レ官人及使人、並准_レ上_レ科断。自_レ今以後、毎年遣_二巡察使_一、檢_二校国内豊儉得失_一。宜_レ使者至日、意存_二公平_一、直告莫_レ隱。若有_二經_レ問發覺_一者、科断如_レ前。凡_レ国司、毎年実_二録官人等功過行能并景迹_一、皆附_二考状_一、申_二送式

部省。々宜^レ勘^二会巡察所見^一。

この考状についても实例は残っておらず、関連史料も極めて少ないが、考文と一緒^④に諸司・諸国から送付される文書であると考えられる。考文が特定の評価文言と等第だけが記入されたのに対し、考状は、右の史料によれば、諸司における考課の判断の材料となる多様な人事情報（「政績能不、及遺迹善悪」「犯罪」「功過行能并景迹」）が記入されるべきものであり、また、官人の日常的な業務^②「行事」の種類やその量なども、必要に応じて記載されたと推測される。そしてその情報は、「史料^⑧」にみられるように式部・兵部省での監査、すなわち「考問」などで利用されたと考えられる。とするならば、考帳は考状と深く関係するのではないだろうか。

②「考解」と考帳

考帳について、考状との関連を指摘したが、そのことは「考解」の手續きにもうかがえる。考解とは、考課の結果に基づく解任を指し、法制上、次の二つのケースが想定される。（Ⅰ）考課令57犯罪附殿条・58犯私罪条などにみえるように、犯罪の軽重によってマイナス点を算出し、それによって等第を降ろした結果、「私罪下中」「公罪下々」と判定された場合、（Ⅱ）考課令67考郡司条により、郡司の等第が「下々」と判定された場合^⑥である。そして考解の対象になると諸司で判断された場合、考課令62内外官人条が「凡内外官人、准^レ考^二解^一官^一者、即不^レ合^レ釐^レ事、待^レ符報^一即解」とするよ

づいて太政官が符を二省に下すことにより、正式に解任されることになるのである。その諸司から二省へ考解を報告する文書について、選叙令8在官身死条の「凡在^レ官身死、及解免者、皆即言上」に関する集解穴記は、次のように「考帳」としている。

【史料9】選叙令8在官身死条集解穴記

穴云、考解自^下附^二考帳^一申上^レ、又不^レ得^レ釐^レ事、待^レ符報^一解。

解任という重要な案件については、当然ながらその事実だけでなく、その根拠となる詳細な「過」の情報が諸司から二省に報告されなければならない。令で規定する二つの考状（史料7）【史料6】は、まさに考解ケース（Ⅰ）（Ⅱ）の根拠となる情報を記載すべき文書として、それぞれ対応していたから、考解と直接関わる事が想定されていた。この点からみても、考帳は考状の系譜につらなるといえよう。

考状については、考文の内容の固定化にもなっており、その存在意義は喪失し、平安時代にはすでにその存在自体が疑わしいと指摘されている。しかし、考課に関して、等第というよりも、解任に関わるような官人の勤務状況等の記録に関しては、考状のような文書が残る余地があったのではないだろうか。官人全般についてはともかく、郡司において、実際に考解という形での解任が行われていたことは、例えば天曆八年（九五四）の式部省請奏に「大領小田遂津考解之替^⑧」とみえるように、十世紀においてもなお、いくつかの実例からうかがうことができる。そして『法曹類林』の引く考解等に関する惟宗公方の勘文では、承平七年（九三七）の備前国児嶋郡の主帳の考解に関して、次のように述べている。

【史料10】『法曹類林』卷百九十七、郡司非_レ下々考_レ不_レ可_レ解任一事
 児嶋郡主帳実世考解之替、以_レ有仁_一補任。而介梁忠朝臣云、
 実世承平七年考文雖_レ注_レ下等_一、其身勤_レ職、国司不_レ申_レ考解
 之法。下等之輩非_レ可_レ解官。況国司不_レ申_レ考解之由。而以_レ
 替人_一暗輒補任。論_レ其行事_一甚乖_レ法意。然則有仁_一符難_レ可_レ
 奉行。

ここでいう国司が「申_レ考解之由_一」すにあたって使用する文書
 とは、考状に相当する文書であろう。そして、当時それは考帳と呼
 ばれていたと推測したい。

また、令で規定する「考解」以外にも、考課に際して解任が行わ
 れる場合があったらしい。大同四年（八〇九）九月二十七日太政官
 符は、延暦五年（七八六）に出された国・郡司への褒賞・解任の基
 準に対して、実際の運用上の問題を指摘した山陰道觀察使菅野真
 道の奏状（「觀察使起請」）をもとに、それに若干の修正を加えて公
 布した形をとっている。その中で、「罪重者事発即解、犯輕者待_レ考
 乃解」「嗜_レ酒致_レ廢務_一、則事発免解、廢務縁_レ他事_一、則待_レ考始解」
 など、即時解任に対して「待_レ考_一」つての解任がみえる。即時解任
 よりも相対的に軽いとみなされる案件については、式部省でさまざま
 まな所見を総合的に判断するという意図があるのだろう。個々の基
 準の実効性はともあれ、こうした解任に直接関わる「過」の報告に
 も、考帳の利用が想定されていたのではないだろうか。

さて、宝龜十年（七七九）、国司・郡司の懈怠に対して、次のよ
 うな措置がとられた。

【史料11】『続日本紀』宝龜十年（七七九）八月庚申条¹⁰

勅、牧宰之輩、就_レ使入_レ京、或無_レ返抄_一、独婦_レ任所_一、或称_レ
 身病_一、延_レ日京下_一、而求_レ預_レ考例_一、兼得_中公廩_上。又奸民規避、
 拙吏忘_レ催、公用之日、還費_レ正税_一。於_レ理商量、甚乖_レ治道_一。
 若有_レ此類_一、莫_レ預_レ釐務_一。国司奪_レ料、附_レ帳申送、郡司解任、
 更用_レ幹了_一。阿谷之司、亦同_レ此例_一。

この記事にみえる「帳」が、考課の際に送られるものであること
 は、本条をふまえて出された、後述の寛平二年六月十九日太政官符
 の記載からうかがえる。この場合の「帳」は、朝集使がもたらす公
 文の総称としての「朝集帳」を略した可能性もあるが、「釐務」を
 とどめたあと、その事状を記載したとおぼしき具体的な文書として
 は、考状と同質のものが想定される。そしてこの当時、それがすで
 に「考帳」と称されていた可能性もあるのではないか。考状の呼称
 や性格が、令意もしくは使用当初の実態から変わりつつも、官人の
 具体的な勤務状況等を記す文書としての機能を継承してきたのが考
 帳だったと考える。

(3) 台帳としての考帳の系譜

ところで、さきの考状については、使用開始時期や使用状況に不
 明な部分が多く、また令制当初から使用されていたとは考えにくい。¹¹
 八世紀初頭は考選システムが安定しておらず、¹²考選制度が整備され
 る中で、考状の使用も徐々に進んでいったと思われる。しかし、台
 帳としての考帳とは、既述のように、官人の基礎的な帳簿といえる
 から、考状のような文書が整備されるまで、式部（あるいは兵部）
 省に考課対象者の台帳が備わっていなかったというのも不自然であ

る。そのため二省において、考課対象者の台帳のようなものは、考状の成立とは無関係に早くから作成されており、記載情報の同質化により、のちに両者が同じ「考帳」という名称になった可能性も考えられよう。その場合、台帳としての考帳に相当する文書は、考状のように令で規定されているのであろうか。

令における官人全体を把握するための台帳について確認すると、公式令84任授官位条に「凡任^一授官位者、所^二任授^一之司、皆具録^三官位姓名、任授時年月、貫属年紀、造^一簿^二其任官簿、除^三貫属年紀^一」。(中略) 其余色、依^一職掌^二応^一造^一簿者、並准^二此^一が具体的に規定され、授位・任官の両面からの官人の把握が想定されていたことがわかる。このうち、考帳に近いものとしては授位簿が想定されることが、令文からみる限り、この台帳への記載は、位階の授与が前提となり、出身したばかりの「無位」は対象外となってしまう。一方で令では、位子・蔭子孫の出身にあたって、「年廿一以上」で「見無^二役任^一者^一」については、トネリ等に配されることが規定されており、そうした雑任の場合も、任授官位条で「其余色、依^一職掌^二応^一造^一簿」のように官人台帳が作成されることになっている。したがって、授位簿・任官簿のセットにより、全官人を漏れなく把握することが想定されていたといえよう。

ところが、実態としては、規定通りの年齢に達していたとしても、必ずしもトネリなどの任に就くとは限らなかつたらしい。周知のように、「位子」などの肩書で、散位と同じ扱いで考に預かっていたと考えられる者が史料上に散見するからである。令制の出身システムを前提とした、授位簿・任官簿による把握の考え方は、こうし

た出身者は想定されないから、彼らは無位の間、帳簿上の把握から漏れることになる。しかし、実際問題として、無位の「位子」等を含めた考課対象者全員に関する官人台帳がなければ、官人把握の面で問題が生じる。したがって比較的早くから「考課対象者」という枠組みでの官人台帳が作成されていたと思われる。つまり、この「授位簿+α」の内容をもった官人台帳が、台帳としての考帳に相当する文書の原型であり、事実上の授位簿であつたと思われる。こうした台帳が、考状などの情報を適宜吸収し、両者は同質化していったと考えられるのである。

三 考帳のもつ二つの機能

前章において、報告書としての考帳は、考状の系譜を引くと想定した。しかし、もしそうならば、「考帳」と呼ばれる文書が登場するようになる平安時代前期、すなわち、一般官人の勤務評定がほぼ固定化したあとの時期において、考状のような文書が存続する必然性は、実際に考解などが適用されていた郡司ぐらいいしか想定しにくい。しかし、すでに掲出したように、「延喜式」(史料1)の各規定には、郡司のほかにいくつかの具体的なポスト名が散見する。注意したいのが、それらのポストは、郡司を除くと、すべてトネリなどの雑任ということである。これは、「史料3」などに関して指摘したように、考帳が雑任など下級官人の人事上の問題に関して、重要な役割を果たしていたことが反映されているからではないだろうか。その点を手がかりに、さきに検討した考解などは別の側面から、考帳のもつ機能について考えたい。

(1) 中宮舍人・春宮舍人の任用と解任

まず、『延喜式』(史料1d)の「凡中宮・春宮舍人、及三色資人等、待_レ考帳_ニ放出」の規定に関して検討する。ここにみえるポストのうち、資人については、周知のように、基本的に蔭子孫・位子階層の間で再生産されることになっていた律令官人の人事システムの中で、白丁からの採用が令の中に明記されているポストである。一方、中宮・春宮舍人については、本来的には蔭子孫からの採用とされていたが、九世紀に入り、これら「入色」以外に、「外位」(具体的には「外散位・帳内・職分位分資人」等)や「白丁」からの採用が認可、拡大されている。⁽²¹⁾つまりこれらは、当時、外位や白丁からの採用が認められていた中央官人ポストという点に共通性がある。さて、このうち、中宮・春宮舍人に關して、『延喜式』では、入色・外位・白丁からの採用枠をそれぞれ次のように規定している。

【史料12】『延喜式』式部省上

凡補_レ諸宮舍人_一者、中宮入色二百五十人、外位二百人、白丁一百五十人。東宮入色四百人、外位一百人、白丁一百人。齋宮入色、白丁各十人。其外位随_レ解闕_ニ補之。但白丁舍人未_レ敍之前、無_レ故不_レ上之替、聽_レ補_ニ白丁_一。其敍位之後、依_レ病不_レ上、并遷_ニ他色_一之替、以_ニ雜色人_一補之。

そして、さらに春宮舍人については、春宮式に次のような詳細な任用規定がみえる。

【史料13】『延喜式』春宮坊

凡坊舍人六百人「帶刀舍人卅人在_ニ此中_一」、取_ニ蔭子孫及位子_一。

但外散位・帳内・職分位分資人一百人、随_レ闕通補。又取_ニ白丁一百人_一補_ニ每年卅人内、遷_ニ任把笏并諸衛府舍人_一之類、並随_レ闕補替。自余依_レ理解却之輩、待_レ考解補。但白丁舍人未_レ敍之前、無_レ故不_レ上替、聽_レ補_ニ白丁_一。其叙位之後、依_レ病不_レ上并遷_ニ他色_一之替、以_ニ雜色人_一補之。並在_ニ六百人内_一。

この【史料13】の「毎年卅人内、遷_ニ任把笏并諸衛府舍人_一之類、並随_レ闕補替。自余依_レ理解却之輩、待_レ考解補」によれば、「遷任」による欠員はそのつど後任が採用されたが、それ以外の「依_レ理解却」の者については、「待_レ考」ってから行われることになっていた。この記載と「凡中宮・春宮舍人、及三色資人等、待_レ考帳_ニ放出」とをあわせて考えるなら、式部省は考課の際に考帳を確認してから、当人の解任と後任の採用を認めたということになるのだろう。ではなぜ「遷任」に対して「依_レ理解却」の場合、省は考帳を確認する必要があるのでろうか。

そのことを検討する前に、右の「自余依_レ理解却之輩、待_レ考解補」の解釈について少し補足しておく。【史料13】では「考を待ちて解き、補す」としたが、新訂増補国史大系のように「考解を待ちて、補す」と読むこともできる。後者の場合、さきの考解のケースの一つと理解することになる。しかし、そもそも「依_レ理解却」とは、選叙令9遷代条の義解が「其以_レ理解官、惣有_ニ七色_一。致仕、考満、廢官、省員、宛_レ待、遭_レ喪、患解、是也」と説明するように、文字通り正当な理由による解任であり、本人の重大な過失による考解とは根本的に異なる。両者は選叙令18以理解条でも「凡長上官、以_レ理解者、後任日、聽_レ通_ニ計前勞_一。其考解及犯_レ罪解者、不_レ

用「此例」とするようになり、対立する概念としてとらえられ、同じ範疇で理解することは難しい。さらに「待考」つという表現は、前章二節で触れた大同四年九月二十七日太政官符にもみられるように、当時、一般的に使用されていたようだから、「考解を待つ」ではなく「考を待つ」とするのが妥当である。いずれの場合も、考課を待つてからの解任、ということに変わりはないのだが、考解とは別に「依理解却」という、考帳の確認が必要になるもう一つのケースがあったことに留意しておきたい。

(2) 「依理解却」と考帳

ではあらためて、「依理解却」の場合、なぜ式部省は考帳を確認する必要があるのだろうか。その点を明らかにするには、「依理解却」とは反対の「無故不_レ上」による解任とあわせて考える必要があると思われる。『延喜式』の採用規定（史料12・13）は、承和三年（八三六）・十年・十四年の制度改正を経て定着したもののだが、そのうち最初の承和三年格では、こうした改定が行われた背景について次のように触れている。

【史料14】『類聚三代格』巻四、承和三年（八三六）正月十五日太

政官符

太政官符

応_レ補_二白丁_一舍人無_レ故不_レ上之替事

右得_二春宮坊解_一一_レ傳、舍人監舍人、惣六百_レ人、就_レ中入色四百_レ人、外考_二一百_レ人、白丁_二一百_レ人。而或進仕之曰、競預_二出身_一、勘籍之後、還_二通去_一。因責_二不上_一、放出還_レ本。其入色外考、随闕

補_レ代。唯至_二白丁_一、一定之後、依_レ格不_レ補。望請、除_二拜官并依_レ病不_レ上服解死去等_一之外、白丁未_レ叙、無_レ故不_レ上者、被_レ補_二其替_一者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

承和三年正月十五日

つとに指摘されていることだが、史料にみえる「進仕之曰、競預_二出身_一、勘籍之後、還_二通去_一、因責_二不上_一、放出還_レ本」から、当時、官人身分の獲得だけを目的として出身し、勘籍後は勤務を忌避する者が多かったことがうかがえる。こうした者は解任されたが、そこで問題になったのが、白丁からの採用枠についてである。その枠は「一定之後、依_レ格不_レ補」であったため、欠員が補充されずに人員が不足していた。しかし、もし「無_レ故不_レ上」る者についての補充を無条件で認めていったならば、散位つまり勘籍人は増加の一途をたどることになりかねない。そこで「無_レ故不_レ上」による欠員については、解任者が「未_レ叙」の場合に限つてのみ、その補充を許すことにした。その場合、勘籍人の増加につながることはないのは、その前提に天平勝宝四年（七五二）に出された次の格の運用があったためと考えられる。

【史料15】『類聚三代格』巻八、天平勝宝四年（七五二）十一月十

六日太政官符

太政官符

応_二諸司無_レ故不_レ上者放_二還本貫事_一

右奉_二今月五日_一勅、無_レ故不_レ上還_二本貫_一者、先已処分。如聞、省司失_レ旨、例申_二散位寮_一者。自今以後、不_レ得_二更然_一放_二還本貫_一。有位為_二外散位_一、無位還_レ從_二本色_一。

天平勝宝四年十一月十六日

これにより「無_レ故不_レ上」る者は散位寮に編入せず、本貫に放還し、そのうち無位（未だ成選に至っていない者）は「從_二本色」う、つまり白丁からの出身者は考に預からせず、白丁に戻す、などの措置がとられ、勘籍人（あるいは位子階層）の増加は防がれていたのである。これをふまえて承和三年格では、解任者が「未_レ叙」の場合に限っては、白丁からの補充採用を認めることとし、それが『延喜式』の採用規定に定着したと考えられる。

一方、『延喜式』の採用規定では「其叙位之後、依_レ病不_レ上、并遷_二他色_一之替、以_二雑色人_一補之」として、白丁出身者の叙位後の「依_レ病不_レ上」による解任、すなわち「依_レ理解却」となった場合の補充採用についても規定している。ここでは、諸司分番などの雑色人からの採用に限定していることに注意したい。白丁ではなく、内位の考課対象者を後任の採用条件にしていることから、「依_レ理解却」の者は、解任後も（内）散位として内位の身分を維持できたことがわる。このように「依_レ理解却」の場合、解任後の官人身分が保障されている点で、「無_レ故不_レ上」による解任と扱いが大きく異なっていた点を確認しておきたい。

さて、以上の検討から当時の状況として想定できるのは、勘籍人（あるいは位子階層）の増加防止という観点から、「依_レ理解却」の認定は慎重に行われたということであろう。そこで問題となるのが、選任などのように事由が明確な異動に対して、「依_レ理解却」の正当性に疑義の生じる余地のあるような異動の場合である。とくに「依_レ病不_レ上」のように、病により出仕できないことを理由とする

解任_二「患解」の場合、次節で触れるように、官人が偽って患解を申告する場合があった。しかもトネリのような雑任の「依_レ理解却」に関しては、選叙令22職事患解条に「凡職事官、患経三百廿日、及縁_二親患_一、仮満_二二百日_一、及父母合_レ侍者、並解官。（中略）皆具_レ状申_二太政官_一奏聞。其番官者、本司判解」とあるように、本司の判断で行われていた点に注意する必要がある。後述の事例によれば、所属官人の患解の虚偽申告に、本司自体が加担する場合もあったからである。

したがって患解などの案件に関しては、式部・兵部省でもその事情を本司の報告によって慎重に再確認しなければならない。「遷任」が「随_レ闕補替」を認められたのに対し、患解などの「依_レ理解却之輩」は「待_レ考」ってから正式に解任された理由、すなわち「待_レ考帳_二放出_一」された理由とは、こうした点にあったと思われる。つまり、考帳には、「依_レ理解却」の理由・経緯などを二省に報告するという役割があったと考えられるのである。

こうした二省での監査が、すでに儀式化しつつあった考問⁽²⁶⁾の場で、本司の担当官人を勘問する形で行われたかどうかは別として、その監査と正式な解任の手続きを経て、はじめて後任が採用されたのである。その監査で「依_レ理解却」等が認められず、「無_レ故不_レ上」と判断されれば、当人の解任後の身分や、後任の採用身分もまた変わったのである。

このように、考帳は外位・白丁からの採用枠をもつポストにおいてとくに重要な役割をはたしたといえる。「中宮・春宮舍人、及三色資人等」のほか、報告書としての考帳の使用について具体的に触

れているポストに、【史料1f】の騎士・工部・鼓吹生・作手隼人が確認できるが、これらも白丁などからの採用のあるポストであったと想定されることに注意したい。

「依理解却」などの報告は、解任の事情の報告という点で、考解の報告と共通する。これらは広い意味で考課に関わる情報の伝達であり、その点でやはり考帳は考状の延長線上にあるといえる。もつとも、これまでの検討からすれば、報告書としての考帳が有効に機能するポストや使用の場は限られていたかもしれない。とはいえ、いずれのポストであれ、「無_レ故不_レ上」「依_レ病不_レ上」をはじめとする官人個人の特記すべき人事情報は、勤務評定という視点とは別に、式部・兵部省で詳細に把握し、必要に応じて蓄積する必要があったのではないか。その際に用いられたのが、二省の官人台帳としての考帳であったと思われる。次にその点に関して、式部省の考帳が実際に利用されたと考えられる事例について検討したい。

(3) 天長二年閏七月二十六日格にみる「依理解却」と考帳

天長二年(八二五)、畿内郡司に関して、次のような太政官符が出された。

【史料16】『類聚三代格』巻七、天長二年(八二五)閏七月二十六

日太政官符

太政官符

応_レ諸郡司病損之後不_レ預_レ他色_一依_レ旧復任及還本_上事

右得_レ式部省解_レ備、檢_レ案内、太政官去弘仁八年正月廿四日符備、今月廿三日下_レ五畿内諸国_一符備、右大臣奏状備、依_レ太政

官去延暦十八年四月廿八日符_一五国郡司_一居_二内考_一率由。近接_二都下_一駟策殊甚、准_二於外国_一不_レ可_レ同日。今件人等未_レ出身_一前相競如_レ林。既得_レ考後好称_レ詐病。非_レ齋闕_一棄郡務、誠是欺_レ犯朝章。伏望、自_レ今以後有_レ斯類_一者、国司勘_レ実_一從_レ還本。若有_レ国司受_レ彼請託_一輒解却_レ者、准_レ状科附、不_レ從_レ寬典。庶遏_レ奸源_一以_レ励_レ後進_一者。中納言正三位兼行民部卿藤原朝臣葛野麻呂宣、奉_レ勅依_レ奏者。然則詐病還_レ本、格意明白、実病得_レ痊処置未_レ的。又貪濁有_レ状無_レ故不_レ上、省例還_レ本事即無_レ疑。但或服解後不_レ堪_レ復任、或雖_レ居_レ職不_レ堪_レ時務、如_レ此解任、理在_レ難_レ抑。然而人情詭譎、真偽叵_レ信、推_レ尋事迹_一非_レ無疑涉_一、概由_レ叨_レ内考之榮、還足_レ致_レ濫偽之源。如聞、件郡司等遁_レ職之日、巧称_レ病患、解却之後仍称_レ病痊、規_レ去本職_一求_レ入_レ他選。仍勘_レ格出之後解却之人_一七十二人。望請、実病之人者、国司研_レ実每_レ得_レ痊癒_一更用復任。不堪_レ釐務者、省家閱_レ帳為_レ欺_レ朝章、將_レ從_レ還本。其実病得_レ痊待_レ關之間、從_レ於抑退_一不_レ預_レ他考。然則人皆懲慎奸迹自絶。謹請_一官裁_一者。左大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

天長二年閏七月廿六日

この天長二年格からうかがえる当時の畿内郡司層の動向は、①延暦十八年(七九九)四月二十八日太政官符により、畿内郡司が「内考」の扱いとなったため、競って郡司になろうとしていた、②郡司として出身し、内位の身分を獲得したあとは、病と称して郡務を放棄した、③さらにそのまま患解すなわち「依理解却」の適用を待ち、解任が認められると今度は快癒したとして、内位の者が就くこ

とができる中央官人ポスト（「他色」「他選」）を求めていた、ということになるだろう。

本格によれば、これ以前の弘仁八年（八一七）正月二十四日太政官符で、こうした状況に対し、国司が実をみて、彼らについて「還_レ本」すようにし、郡司の「称_二詐病_一」に協力した国司の処分も厳しくするなどの措置がとられた。しかし、ここでは本当に病気であった者が回復した場合の扱いが明確にされていない。また、「無_レ故不_レ上」は「省例」により「還_レ本」してきたが、「服解」の者が復任にたえないと称した場合、あるいは職にあつても「時務」にたえないとして解任した場合については、やはり疑わしいケースが多かったにもかかわらず、彼らを患解などとして扱い、そのまま（内）散位として内考を認めていた。そしてその後、彼らは病が治ったと称して「他選」を求めていた。こうした患解などの扱いになつていた者は、弘仁八年格が出て以降、七十二人にもほつていたのである。

そこで、本格により、実際に病気の者については快癒することに復任させることにし、その間に他のポストに就かせないようにした。そして、病により「釐務」にたえないとした者については、式部省が再調査をし、偽りの意図が判明したならば、「還_レ本」すことにしたのである。これは『延喜式』（式部省上）で、「凡畿内郡司患解・服解・侍解等、聴_レ復_二任本職_一」として定着する。もともと『弘仁式』では、「凡畿内郡司、以_レ理解任之後、聴_レ直_二散位寮_一」²⁸となつてはいたが、本格により、散位寮への編入を認めず、復任の原則が明確にされたのである。

さて、本格中の、「無_レ故不_レ上」は「省例」により「還_レ本」す、というこの「省例」とは、さきにもみた天平勝宝四年格（『史料15』）に基づく原則的な処置のことであろう。それに対して郡司が「患解」と称して「以_レ理解任」を求めてくる場合もあり、そのつど安易に内位とされた畿内郡司の交替を認めていたら、郡務に支障をきたすだけでなく、位子階層全体が拡大することになるから、その認定は慎重にならざるをえないし、実際、過去の解任に関して申告に疑わしい部分もあった。そもそも、式で「凡郡司有_レ闕、国司銓擬、歴名附_二朝集使_一申上。（中略）其病患年老及致仕者、国司解却、具_レ状申_レ官。更_不責_二手実_一」（『延喜式』式部省上）とされているように、郡司の「以_レ理解任」の場合も、さきにもみた雑任の場合と同様、本司に相当する国司が解任を行つていた。そのため、弘仁八年格に「国司受_二彼請託_一輒解却」とみえるように、国司が郡司と結託する可能性もあったのである。

本官符で指摘する問題点について、右のように理解した場合、注意したいのが、「不堪_二釐務_一」とする者に対して式部省が調査のために用いた「帳」についてである。省にある「帳」には、「以_レ理解任」、あるいは解任の前後の勤務状況などに関わる情報が記載されていたと考えられる。そうした「帳」とは、これまでの検討をふまえば、省で所管する台帳としての「考帳」とみてよいであろう。台帳としての考帳は、考課対象者の確認台帳にとどまらず、報告書としての考帳（あるいは考状）をはじめとする各方面からの情報の蓄積により、官人の人事情報データベースとしての機能をも果していたと考えられるのである。

四 考帳が必要とされた背景

これまでの検討から、考帳とは、官人の勤務状況をはじめとする人事上の問題、とくに考解や「レ理解任」などの解任の問題に関して、あるいは官人全般の基礎的台帳として、重要な役割を果たしてきた考課関係文書であったと考えられる。では最後に、考帳が平安時代前期の史料に登場する理由、すなわち八世紀末以降に考帳の機能が重視された背景について確認したい。

まず第二章で検討した考解の問題に関してだが、考解の実例としては、既述の平安時代における郡司のケースしか確認できない。これらは考課令67考郡司条の、郡司の等第が「下々」となったケースに該当すると考えられる。一般官人の考課が早くから「中上」に固定化する中で、郡司に対しては実質的な考課が行われる場合があった点が注意されよう。もともと【史料10】の実例のように、国司は「下」の評価でも郡司を解任させようとしていたところを見ると、解任に視点を置いた考課というべきかもしれない。さらに郡司の解任に関する宝龜十年勅（【史料11】）をとりあげたが、これを含め宝龜より延暦初年にしばしば打ち出された国・郡司に対する責務強化策は、郡司に関しては基本的に解任の罰則規定をもなっていたからである。そしてその多くは調庸等の貢納に関わるものであった。八世紀後半以降、諸国からの貢納物の匱乏・遅期・未進が深刻化する中⁽³⁰⁾で、その行政能力が中央財政の問題に直結する郡司に対しては、考解を含む厳しい考課が求められるようになったといえる。

そして、九世紀末の寛平二年（八九〇）、それ以前の宝龜十年勅

の規定に関し、貢調郡司による返抄の進上に具体的な程限を設けることになったが、それでも「即解任之由、科罪之法、同附「朝集使一言上」⁽³¹⁾として、考課にともなう解任の報告を再度確認している。国司の受領化により、九世紀を通して郡司への統制が強化される中、郡司の考課に関しては、国司による恣意的な解任を防ぐ意味も含め、考帳による報告の必要性がさらに増したと思われるのである。

なお、「延喜式」の考帳関連史料には、「凡郡司補任之後、二年類不レ附「考帳」者解任」（【史料1b】）のように、郡司のみを対象とした規定がみられる。【史料4】はその実例とみられ、実際にこうした解任が行われたようである。この考帳がどの種類のものを指すのか不明であるが、「法曹類林」所収の讃岐永直の勘文の中で、同じ内容について「経二考已上不レ録二考文」郡司⁽³²⁾と記載しているところを見ると、報告書としての考帳を指すとみられる。この勘文では、考課の内容というよりも、出仕しないこと自体が問題にされている。九世紀における郡司の就任忌避の要因として、国司の受領化の中で郡司が徴税請負人化する一方、在地有力者による租税負担の拒否によって、彼らがその請負に耐えられない場合があったこと、などが指摘されている。この郡司の解任規定もそうした問題に関わるとするならば、考解の場合と同様に、彼らへの厳しい負荷を背景に形成されたとみられる。

一方、九世紀における財源確保の問題に関して、別の角度からみた場合、第三章でみた勘籍人の増加もまた、課丁教そして貢納物の減少に直接つながる看過できない問題となる。とくに内位を獲得するということは、位子階層における官人再生産構造の中に入ること

を意味するから、その問題が永続化する。畿内に隣接する近江・丹波国の著しい勘籍人（雑色人）の増加に対して、主計寮が「貢賦無闕」くするため、「応³¹毎年立限載³²罽符雑色人数³³事」を上申し、貞観九年（八六七）にそれが裁可されている。そして三善清行は、延喜十四年（九一四）に、外位である資人がしきりに「内考」に遷任している実態などをあげた上で、貞観九年の近江・丹波国に対する措置を諸国すべてに対して拡大することを進言しており、『延喜式』（民部省上）にはその諸国定数が記載されている。

このような九世紀以降の勘籍人（あるいは位子階層）の増加が問題になる中で、「以³⁴理解任」などを理由とした、外位・白丁出身者の安易な解任を防ぐことは必須の課題であり、そのために考帳が積極的に利用されたと考えられる。官人の任用にあたって考課対象者であることを確認するために、考帳が使用されてきたが（史料3）、その考課対象者の数自体を抑制するためにも、考帳は重要な機能を果たしたといえよう。

このようにみると、考帳とは、八世紀後半以降の租税取収やそれに関わる在地の動向を背景に、いわゆる「考課」とは別の役割をも期待された考課関係文書であったといえよう。

おわりに

以上、考帳についてその機能を中心に検討した。もう一度まとめると、考帳とは個々の官人の人事上の問題に関する情報を記載した考課関係文書で、考課の際に諸司から式部・兵部省に送られる報告書、およびそれらの情報を蓄積した二省の官人台帳のことを指して

いた。報告書としての考帳は考状の系譜を引くとみられるが、考帳で重視されていた内容は、等第に関わる情報というよりも、考解や「依³⁵理解任」など、解任の根拠となる情報であった。台帳としての考帳は、そうした人事情報のデータベースとして機能する一方で、考課対象者を識別するためのリストという基本的な役割もあった。一般の官人において、考課というものがほとんど意味をなさなくなった中で、こうした考課関係文書が、郡司や雑任に関わるものを中心に、平安時代前期の史料に表れる理由については、八世紀後半以降の租税取収に関する問題や、その背後にある在地の動向に対応するための官人統制において、それが一定の役割を担っていたことなどが考えられる。

さて、考帳は十世紀の間に史料上から姿を消してしまう³⁶。その問題について今回は言及できなかったが、これまで指摘したような考帳の役割からみて、報告書としての考帳の消滅の一因には、十世紀における国郡機構の変化、あるいは課丁数を根拠とする調庸確保の放棄³⁷、などの問題も関わると思われる。しかし、そうであったとしても、台帳としての考帳までみえなくなるのはなぜだろうか。周知のように、郡司や雑任を含め、何らかのポストに就いている者については、各種の補任帳や労帳などが作成されるようになる。その一方で、考帳のような散位も含む³⁸官人全体を把握するような台帳は、たんなる歴名のような形のものですら作成されなくなったようである。とするならば、考帳の消滅の問題については、さらに別の側面から考える必要があるだろう。

くり返すように、考課についてはその形式化が早くから進んでお

り、また六位以下の官位相当制も遵守が困難になるなど、平安時代のはじめにおいて、令制の考課制度に基づいた人事システムは、有効に機能しているとはいえなかった。しかし一方で、考課の対象になるといふこと自体が、官人集団に加わることと同義として十分に意味をもっていた。すなわち、『延喜式』に「凡京国毎年所_レ貢位子者、勘_二会籍帳、下_二其鐫符。乃聽_レ預_レ考。雑色出身亦准_レ此。但蔭子孫不_レ在此限_一」（式部省上）とみえるように、勘籍を受け「出身」することを意味していたのである。蔭子孫については、右および「凡蔭子孫者、本貫貢送、勿_レ更勘籍」（民部省上）のよう、手続きの省略こそあったが、「蔭子」「蔭孫」として出身すること、はじめて課役が免除され、「考」に預かることに変わりはなく、考課が形式化したあとも、「考」（得考・預考）とは官人身分の表象として、長らく一定の意味をもちつづけたのである。

したがって、「考」に預かる者全体を把握するための二省所管の台帳が必要とされなくなったということは、官人であることの最低限の条件としての「考」の側面までもが消滅したということ、つまり十世紀の間にそれまでの「官人」という枠組そのものが大きく変わったことを意味しているのではないか。右でみたように「考」と密接に関わる勘籍に関しても、十世紀の間に、二省および民部省による把握よりも、諸司への実質的な奉仕が免課役等の条件になったと考えられ、その方面での令制的な官人把握システムもまた大きく変化したとみられるのである。³⁹⁾

「官人」の枠組みなどの問題に関してはさまざまな角度からの検討を要するが、いずれにしても考帳とは、史料上にわずかしき登場

しないような影の薄い文書ではあったが、その消長自体が、九〜十世紀における官人社会の変動を反映していたのである。

註

- (1) 訳注日本史料『延喜式』中（集英社、二〇〇七年）四八二頁。
- (2) 野村忠夫氏による考課制度の研究（『律令官人制の研究』増訂版、吉川弘文館、一九七〇年など）以来、官人考課の固定・形式性は通説であったが、寺崎保広氏は「考課木簡の再検討」（『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六年、初出は一九八九年）で、奈良時代前半までは実態に即した考課が行われていたことを指摘されている。
- (3) 『政事要略』巻二十五、天曆五年（九五）十月一日太政官符。
- (4) 天平六年（七三四）「出雲国計会帳」（『大日本古文书』一―五九八）。
- (5) 大隅清陽「律令官人制と君臣関係―王権の論理・官人の論理―」（『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出は一九九六年）、拙稿「考状の成立」（『続日本紀研究』三三七、二〇〇二年）。
- (6) この（Ⅱ）のケースについては、令文上で「考解」の用語が明示されているわけではない。しかし同条義解が、考解を想定していると思われる考課令62内外官人条と同一の解任手続きを述べている点や、後述の郡司の「考解」の実例などから、考解の一つとして理解されていたと考えられる。
- (7) 註（2）寺崎氏論文。
- (8) 『類聚符宣抄』第七、天曆八年（九五四）七月二十三日式部省請奏。
- (9) 『類聚三代格』巻七、大同四年（八〇九）九月二十七日太政官符。
- (10) 『貞観交替式』にも宝龜十年（七七九）八月二十五日太政官符として収載。
- (11) 『類聚三代格』巻七、寛平二年（八九〇）六月十九日太政官符。
- (12) 考状が考帳と呼ばれるようになる理由については判然としないが、本稿で想定している、重視すべき情報の変化、ということも一つの契機かも

しれない。一方、名称自体の由来を考える上で、職員令13式部省条の「選叙」について、同条集解穴記に「選課随_二任用_一上官。即就_二考状帳_一銓_二衡其人_一」とみえるのは興味深い。この穴記の見解の正否はともかく、「考状帳」と呼ばれるものが存在したら。平城宮出土の木簡の中にも、「出羽国郡司考_{□□}〔状帳カ〕神亀五年」（『平城宮木簡』六一九八八三号）、「天平宝字四年_{□□□□}〔史考状□帳カ〕」（『平城宮木簡』七一一九四八号）のように「考状帳」と読み取れそうなものがある。これらの文字はいずれも軸の木口に書かれているから、各人の「考状」を集めたものが「考状帳」と呼ばれたのであろう。とするならば、それが略されて「考帳」になった可能性も考えられよう。

(13) 註(5) 拙稿。

(14) 渡辺晃宏「兵部省の武官人事権の確立と考選制度―平城宮東区朝堂院南方官衙の発掘調査の成果をめぐって―」（奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢Ⅱ』同朋舎出版、一九九五年）参照。

(15) このほか、職員令13式部省条に「内外文官名帳」などの記述もあり、同条集解が「任授簿外、更有_二名帳_一」とするが、一方で公式令84任授官位条集解の穴記が「任簿此名帳也」とするよう、本来のどのようなものが想定されていたかは不明である。

(16) 軍防令46五位子孫条・同47内六位条。

(17) 例えば、下級官人の中には「位子无位丸連群麻呂」（『大日本古文书』二一九一）のような肩書きをもつ者が散見する。定額散位の員数が定められた際、「以_二式部散位四百人、藤子・位子・留省資人共二百人、兵部散位二百人、為_二定額_一与_レ考」（『続日本紀』天平宝字二年（七五八）十二月丙寅条）とあるように、彼らは散位と同じ扱いであった。

(18) 軍防令48帳内条。

(19) 軍防令46五位子孫条および同条集解。

(20) 後掲【史料13】。周知のように、帳内・資人には外位が与えられてい

た。

(21) 春宮舍人については、平安時代初頭にはすでに白丁からも採用があり、大同元年（八〇六）に正式に認可され（『類聚国史』卷百七、春宮坊、弘仁三年（八二二）には外位からも認められた（『類聚国史』同）。中宮舍人（皇后宮職舎人）については、弘仁六年（八一五）に白丁からの採用が認可された（『日本後紀』同年十月甲辰条）。

(22) なお、この式の法源である承和十四年二月十四日太政官符（註（23）史料）の当該部分については、新訂増補国史大系『類聚三代格』も「考を待ちて解き、補す」と解している。

(23) 『類聚三代格』卷四、承和三年（八三六）正月十五日・同十年（八四三）四月十九日・同十四年（八四七）二月十四日太政官符。

(24) 野村忠夫「勘籍の本質と機能―官人出身の手続きをめぐって―」（『官人制論』雄山閣出版、一九七五年）など。

(25) この格についての詳細は不明だが、弘仁三年（八二二）十二月二十九日制において、当時の現状としてすでに「白丁者唯在_二一身_一、是以、数年之後、駆使之_レ人」（『類聚国史』卷百七、春宮坊）と指摘されている。

(26) 寺崎保広「式部曹司序の成立」（註（2）寺崎氏前掲書）。

(27) 一般的に伴部が「凡諸司伴部者、各以_二自名氏入色者_一補之。不得_二輒取_二白丁_一。若其氏無_二入色_一者、本司録_レ状請_二官外分_一」（『延喜式』式部省上）とされる中で、これらのポストにおいては白丁などからの採用があったと思われる。すなわち、騎士については、「延喜式」（左右馬寮）に、「凡騎士十人、随_二其才_一移_二兵部_一、勘籍即預_二寮考_一。若無_レ故不_レ上者還_二本_一」とあり、勘籍の手続き、そして春宮舍人と同様の解任問題があったことをうかがわせる。兵庫寮の工部は、「延喜式」（兵庫寮）の「雑工部」がこれに相当すると思われる。鼓吹生（鼓吹部）も、同式で「凡鼓吹部者、簡_二取戸内百姓才業秀_レ衆者_一、移_二兵部省_一勘籍補之」とされている。作手隼人については不明だが、番上の隼人が「延喜式」（隼人司）

- で「凡番上隼人廿人、有_レ闕者取_二五畿内及近江・丹波・紀伊等国隼人幹_一者、申_レ省補之」とあるので、工部・鼓吹生と同様な状況が想定できよう。
- (28) 『本朝月令』四月廿日奏_二郡司擬文_一事。
- (29) 『類聚三代格』卷十四、貞観四年九月二十二日太政官符所引宝亀四年(七七三)閏十一月二十三日太政官符、『続日本紀』延暦四年(七八五)五月戊午条、同七月丁巳条など。
- (30) 長山泰孝「調庸違反と対国司策」(『律令負担体系の研究』塙書房、一九七六年、初出は一九六九年)。
- (31) 註(11)史料。
- (32) 『法曹類林』卷一九七、經_二考已上_一不_レ録_二考文_一郡司、不_レ解_二見任_一、可_レ謂_二国司怠_一事。
- (33) 森公章「九世紀の郡司とその動向」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (34) 『類聚三代格』卷十七、貞観九年(八六七)五月八日太政官符。
- (35) 『本朝文粹』卷第二、「意見十二箇条」。
- (36) 考帳の終見は『類聚符宣抄』第七、天慶二年(九三九)十二月二十七日宣旨(史料4)の申文に対する宣旨。なお、関連する「考解」の終見は、さらにあとの同永延二年(九八八)七月二十三日太政官符。
- (37) 中込律子「受領請負制の再検討―撰関期における中央税財政システムの新編―」(『平安時代の税財政構造と受領』校倉書房、二〇一三年、初出は一九九三年)。
- (38) 考帳の機能からすれば、「預_レ考」る者であれば、当然、散位であっても考帳に載せられる。実際、禄令6応初任官条集解に「或_レ釈云、其_レ遭_レ喪解官之徒、周期之内復遷任者、不_レ在_二初任之例_一、通_二計前任日_一給耳。何者、為_レ未_レ付_二散位考帳_一之故」とみえるように、「散位考帳」と呼ばれるものもあったようである。
- (39) 拙稿「官人代の成立」(『日本歴史』七三八、二〇〇九年)。